

お問い合わせ先一覧

<p>資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは</p> <p>※資料発送には数日いただいております。 ※事故のご連絡は損保ジャパン日本興亜の事故サービスセンターで受付けます。 日本看護協会の保険に加入している旨を伝達のうえ、事故報告してください。</p>	<p>看護職賠償責任保険制度コールセンター</p> <p>TEL.0120-088-073</p>	<p>受付時間</p> <p>平 日 9:00～20:00 土 日 祝 9:00～17:00</p>
<p>ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは</p> <p>※お問い合わせの際、日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)、氏名、生年月日をお知らせください。</p>	<p>「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター</p> <p>TEL.03-5778-5781</p>	<p>受付時間</p> <p>平日 10:00～17:00 (土・日・祝日は休業)</p>
<p>医療安全・医療事故に関するご相談は</p> <p>※加入者限定</p>	<p>「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室</p> <p>TEL.03-5778-5968</p> <p>郵 便 : 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4階 来 訪 : 電話による予約が必要です。</p>	<p>受付時間</p> <p>平日 10:00～17:00 (土・日・祝日は休業)</p>

必ずお読みください(契約概要・注意喚起情報)

- クーリングオフ**
 - ・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- 事故がおきた場合の取扱い**
 - ・万一、損害賠償を受けるおそれのある事故が発生したことを知った時、または患者側から損害賠償請求を受けた時、血液曝露事故が発生した時など、事故が発生した場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。適切なアドバイスと保険金請求のためのご案内を行います。
 - 保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わって被害者との示談交渉をした上「示談代行サービス」は行いませんので、あらかじめご了承ください。
 - 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ損保ジャパン日本興亜および事故審査委員会の承認を得ない賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 - 日本国外において行われた行為に起因する事故、および日本国外において発生した事故は担保されません。
 - 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。
 - 事故時に必要となる書類などは加入者証台紙の裏面でご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合**
 - <看護職賠償責任保険>
 - <本紙中面の事故発生から保険適用までの流れでご確認ください。>
 - <血液曝露等傷害保険>
 - ・日本国内または国外において、就業中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)(以下「事故」といいます。)によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
 - ・また、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
 - ・死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 - ・医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。)に生じた偶然な血液曝露事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内(※2)にHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、HCV、HIVに感染したことを医師に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金をお支払いします。
 - (※1)「急激」とは突発的に発生することであり、ケガの原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を行います。「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 - (※2)事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査(※3)および後の事故に係る直後検査(※3)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内
 - (※3)「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。)に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。
 - (注1)お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の保険期間を通して1回とします。すべてのウイルスに対して保険金をお支払った場合は、その後保険金をお支払いはできません。
 - (注2)複数の支払事由に該当した場合は、それぞれウイルスに対して1回のお支払いとなります。

- お支払いする保険金の種類およびお支払い方法(看護職賠償責任保険)**

【お支払いする保険金の種類】

損保ジャパン日本興亜が承認した次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

 - ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費 など)
 - ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの訴訟費用
 - ③賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用およびあらかじめ損保ジャパン日本興亜が同意した費用
 - ④損保ジャパン日本興亜の求めに応じて、損保ジャパン日本興亜への協力のために支出した費用の実額
 - ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用など損害拡大を防止するために支払った損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用
 - ⑥初期対応費用(法律上の損害賠償責任の有無が判明しない初期の段階における被保険者が負担する社会通念上妥当な事故調査費用、通話費用など、また他人の身体障害の場合のみお支払いする見舞金・見舞品購入費用)

【保険金のお支払い方法】

上記①③⑤は、損害額をてん補限度額の範囲内でお支払いします。上記②と④は、実額をお支払いします。ただし、②については損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。上記⑥の初期対応費用は、初期対応費用保険金のてん補限度額を限度にお支払いします(ただし、見舞費用については1被害者あたり10万円を限度となります)。

ご加入内容確認事項

- 本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、記載の問い合わせ先までご連絡ください。
1. **保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。**
 - 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
 - 保険金額(ご契約金額) □保険期間(保険のご契約期間)
 - 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無
 2. **ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。**

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください)。

 - 被保険者の「生年月日」は正しいですか。
 - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

- 保険金をお支払いできない主な場合**
 - <看護職賠償責任保険>
 - 直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。
 - ①被保険者の故意によって生じた賠償責任
 - ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任
 - ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)に対する賠償責任
 - ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
 - ⑤特別な約定により加重された賠償責任
 - ⑥戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
 - ⑦地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 - ⑧被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - ⑨被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ⑩事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - <血液曝露等傷害保険>
 - ①故意または重大な過失
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - ④脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑤妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥外科的手術その他の医療処置
 - ⑦地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑧直後検査を受けなかった場合
 - ⑨直後検査の結果、その時点でHBV等に感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病
 - 中途脱退と中途脱退時の返れい金等**
 - ・この保険から脱退(解約)される場合は取扱代理店にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に応じた解約返れい金をお支払いします。(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金を支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 複数の保険会社による共同保険契約の締結**
 - ・看護職賠償責任保険制度は3つの保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパン日本興亜は他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収・保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。なお、引受割合につきましては取扱代理店へお問い合わせください。
- 保険会社破綻時の取扱い**
 - ・引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - ・この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合、保険期間が1年超の場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。
- 個人情報の取扱いについて**
 - ・日本看護協会(団体保険契約者)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - ・損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等の商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店までお問い合わせ願います。加入者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)**
 - ・損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
 - 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
 - 〒151-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
 - <受付時間>平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます)
 - 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

□職種はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種」は正しいですか。

3. **お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。**

□お客さまに「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

 - 血液曝露等傷害保険には前年度契約のご加入実績に基づいた団体割引30%を適用しています。次年度以降は団体割引率が変更する場合がありますので、予めご了承ください。
 - 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結したご契約は有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 - このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



保険を超えたサービスであなたを支えます

公益社団法人 **日本看護協会**

看護職賠償責任保険制度

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員(開業助産師を除く)のみを加入対象とした任意加入の制度です。

平成30年度より、保険始期を4月に変更します!
平成30年度より保険始期日を4月1日に変更します。これに伴い、今年度の保険期間は、平成28年11月1日～平成30年4月1日の17ヶ月間とし、掛金が右記のとおり変更となります。

掛金は17ヶ月で
3,700円

内訳
保険料2,500円 + 運営費1,200円
運営費の使途
ご加入手続きにかかわる事務運営費、事故にかかわる情報収集等、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

- 日本国内で看護職が行う業務(特定行為およびその実施可否判断を含みます。)によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。
- 業務中に偶然な事故により死亡、後遺障害が生じた場合や針刺し事故等によりHBV、HCV、HIVに感染した場合(HBVは感染後、発病・治療した場合)に保険金をお支払いします。

看護職賠償責任保険の対象業務

①保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。
※災害派遣等における看護業務を含む。
※特定行為およびその実施可否判断を含む。
※有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む。
※院内助産システムにも対応する。

②助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。
③准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。
④①②③に対する管理監督業務。
(注)対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

もちろん、賠償金もしっかり補償

対人賠償
誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまったなど
1事故 **5,000万円** 限度
(保険期間中 1億5,000万円まで)

対物賠償
うっかり患者のメガネを踏みつけ破損させてしまったなど
1事故 **50万円** 限度

※類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることを約束するものではありません。
※使用者責任がある場合は、相手方の損害額全額を補償することはできません。

人格権侵害
患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられたなど
1事故 **50万円** 限度
(保険期間中 100万円まで)

初期対応費用
事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用など
1事故 **250万円** 限度
(うち見舞品購入費用 1被害者につき 10万円限度)

針刺し事故等の場合の傷害事故も補償

傷害死亡・重度後遺障害保険金
就業中の偶然な事故により死亡もしくは重度後遺障害が生じた場合
66.3～85万円

血液曝露等傷害保険金
使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合
HBV 1.8万円 HCV 18万円 HIV 60万円
(事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます。)

※保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない主な場合については裏面で必ずご確認ください。
※看護職賠償責任保険制度は日本看護協会を団体保険契約者とする看護職賠償責任保険(正式名称:賠償責任保険普通保険約款看護職特約条項)および血液曝露等傷害保険(正式名称:針刺し事故等による感染症危殆補償特約付、後遺障害等級限定補償特約付(第1級～3級)、就業中のみ補償特約付団体傷害総合保険)のペットネームです。

本保険制度独自のサポートも充実

相談対応・支援
事故発生から解決まで、専門的な知識と経験を持つ看護職がアドバイス。

申し込み締め切り:平成28年10月17日(月) 保険加入時に平成28年度日本看護協会会員資格が必要です。
※中途加入(上記締め切り日以降のお手続き)の方は中面のSTEP2を必ずご確認ください。

●本保険制度は自動継続ではありません。現在ご加入の方も継続のためには、更新手続きが必要です。

●申し込み方法:申し込み締め切り日までに、本パンフレットと同時にお届けしている郵便振替用紙にて掛金をお振込みください。詳しくは次ページをご覧ください。
※現在ご加入の方への更新のご案内は、8月上旬発行の「看護職賠償責任保険制度News」に同封してお送りします。二重でお手続きされませんようご注意ください。

<p>団体保険契約者・制度運営</p> <p>公益社団法人 日本看護協会</p> <p>〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル TEL.03-5778-8831</p>	<p>幹事保険会社</p> <p>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課</p> <p>〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-5137 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで</p>	<p>副幹事保険会社</p> <p>三井住友海上火災保険株式会社</p> <p>〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL.03-3259-3017</p>
<p>取扱代理店</p> <p>株式会社 日本看護協会出版会</p> <p>〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F TEL.03-5778-5781 受付時間 平日の午前10時から午後5時まで</p>	<p>非幹事保険会社</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4143</p>	

事故発生から保険適用までの流れ (民事上の責任) について、ご説明いたします。

下記はあくまでも看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。また、血液曝露等傷害保険の保険金請求につきましては裏面「●保険金をお支払いする場合」をご確認ください。詳細につきましては取扱代理店もしくは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室のご案内*

1. 相談対応・支援
 日常の看護業務上生じた医療安全にかかわるできごとや、万一事故が発生した場合の民事・刑事・行政上の責任等に関する事案について、事故発生直後から解決に至るまでの全プロセスにおいて相談に応じ支援*2を行っています。
 さらに個別の相談事案においては、本保険制度の顧問弁護士とも連携し、加入者に対する一層のサービス向上に努めています。
 電話 03-5778-5968 平日10時~17時(土・日・祝日は休業)

2. 医療安全に関する医療・看護情報の提供
 相談対応・支援のほか、本保険制度ホームページへの医療事故・訴訟等関連情報の掲載や、「看護職賠償責任保険制度 News」の発行、研修会の開催等を通し、医療安全に関する医療・看護情報を提供しています。ぜひご利用ください。
 *1 サービス推進室が提供しているサービスは、掛金の一部である運営費(1人あたり17ヶ月1,200円)で行われています。
 *2 刑事上の責任が問われ個別に弁護士と契約し係争する場合はその限りではありません。また民事上の個別係争事案の解決は、保険金支払いの対象となるため査定会社が行います。

看護職賠償責任保険制度ホームページが新しくなりました!
 加入者の方はぜひご登録ください!
<https://li.nurse.or.jp/>

<次契約の加入手続きについて>
 次契約より、保険期間は1年間(平成30年4月1日~平成31年4月1日)、掛金は2,650円(保険料1,800円+運営費850円)※に戻ります。更新案内の時期等については、詳細決定次第、看護職賠償責任保険制度ホームページ等でご案内いたします。
 ※現行の保険料率が維持される前提です。

お手続き手順について、ご案内いたします。

<注意> お振込み時の金額誤りにご注意ください!
 今年度契約は保険期間を17ヶ月としたことに伴い、掛金が従来までとは異なります。掛金は下記STEP2に記載しておりますので、お振込み金額の誤りにご注意ください。

※今年度契約における補償期間は次のとおりです。
平成28年11月1日からご加入の場合 補償期間:平成28年11月1日午後4時~平成30年4月1日午後4時
中途加入の場合(随時受け付けております) 補償期間:中途加入日~平成30年4月1日午後4時

STEP 1 加入条件の確認

平成28年度日本看護協会会員ですか?

YES

NO

会員限定の制度です。
 勤務先(非就業者は居住地)の都道府県看護協会にお問い合わせの上、入会手続きを行ってから本保険制度のご加入手続きをお願いいたします。
 ※開業助産師は本保険制度にご加入いただけません。
 ※本保険制度は加入者が被保険者となります。

STEP 2 申込書記載方法「平成28年度本保険制度専用の払込取扱票」(郵便振替用紙)

《記入例》

補償期間対応の掛金をご記入ください。

会員証ありの場合
 ⑥のところにJNA会員番号を記入してください。
 日本看護協会の面

会員証なしの場合
 JNA入会手続き中で会員証がお手元になく「はい」に○をつけてください。
 ※日本看護協会登録情報と保険加入情報(住所・姓)が異なると、会員照合ができず取り消しになることがあります。

※①~⑥および、該当の方は⑦も必ずご記入ください。

重要!! 告知事項について
 以下のご質問を必ずご確認ください。該当のない場合は記入不要です。本質問はご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

ご質問① 他保険契約等(この保険契約の全部または一部に対し支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には「あり」に○をし、「保険会社」「保険種類」「保険金額支払限度額」各欄にご記入ください。

ご質問② 本保険で補償の対象となる危険について、過去3年以内に損害賠償請求を受けたことがある、または将来損害賠償請求を受けおそれのある事実がすでに発生していることを知っている場合は「過去3年間の事故」欄の「あり」に○をし、回数をご記入ください。

《中途加入の場合の掛金表》

補償開始日(補償期間)	振込受付期間	掛金	会員資格(年度)
平成28年11月1日~(17ヶ月)	~平成28年10月17日	3,700円	平成28年度
平成28年12月1日~(16ヶ月)	平成28年9月16日~平成28年11月15日	3,570円	平成28年度
平成29年1月1日~(15ヶ月)	平成28年10月18日~平成28年12月15日	3,430円	平成28年度
平成29年2月1日~(14ヶ月)	平成28年11月16日~平成29年1月15日	3,280円	平成28年度
平成29年3月1日~(13ヶ月)	平成28年12月16日~平成29年2月15日	3,140円	平成28年度
平成29年4月1日~(12ヶ月)	平成29年1月17日~平成29年3月15日	3,000円	平成29年度
平成29年5月1日~(11ヶ月)	平成29年2月16日~平成29年4月17日	2,850円	平成29年度
平成29年6月1日~(10ヶ月)	平成29年3月16日~平成29年5月15日	2,700円	平成29年度
平成29年7月1日~(9ヶ月)	平成29年4月18日~平成29年6月15日	2,550円	平成29年度
平成29年8月1日~(8ヶ月)	平成29年5月16日~平成29年7月18日	2,400円	平成29年度
平成29年9月1日~(7ヶ月)	平成29年6月16日~平成29年8月15日	2,250円	平成29年度
平成29年10月1日~(6ヶ月)	平成29年7月19日~平成29年9月15日	2,100円	平成29年度
平成29年11月1日~(5ヶ月)	平成29年8月16日~平成29年10月16日	1,950円	平成29年度
平成29年12月1日~(4ヶ月)	平成29年9月19日~平成29年11月15日	1,800円	平成29年度
平成30年1月1日~(3ヶ月)	平成29年10月17日~平成29年12月15日	1,650円	平成29年度
平成30年2月1日~(2ヶ月)	平成29年11月16日~平成30年1月15日	1,500円	平成29年度
平成30年3月1日~(1ヶ月)	平成29年12月18日~平成30年2月15日	1,350円	平成29年度

※補償期間が13ヶ月以上の場合には、補償期間1ヶ月あたりの掛金の差額は150円とはなりません。振込金額の誤りにご注意ください。(掛金の成り立ちについては、看護職賠償責任保険制度ホームページに掲載している「看護職賠償責任保険制度のてびき」をご確認ください)
 ※加入時に必要な会員資格(年度)を必ずご確認ください。

STEP 3 払い込み手続き

①振込金額/氏名/生年月日/自宅住所(〒・住所・建物名・部屋番号)/TEL/告知事項/JNA会員番号の記入漏れがないか十分ご確認ください。

②郵便局・ゆうちょ銀行で掛金を払い込みます。
払込取扱票が本保険制度への加入書面を兼ねておりますので、必ず本保険制度専用払込取扱票をご使用ください。郵便局・ゆうちょ銀行からの払い込み以外での取り扱いはありませんのでご注意ください。

③払い込み後、手元に残った受領証を加入者証台紙へ貼り付け、加入者証として手元で保管ください。

よくあるご質問についてお答えいたします。

Q1 賠償事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば補償の対象となりますか?

A1 「発見」された時点で加入していることが必要です。
 看護職賠償責任保険では、「加入している間に事故が発見された」場合が補償の対象であり、加入していない期間中に事故が発見され賠償請求を受けたときは補償されませんので、ご注意ください。なお、血液曝露等傷害保険は事故が「発生」した時点で加入していることが必要となります。
 (例)他人に身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に補償の対象とならないケース

Q2 払込取扱票(郵便振替用紙)に記入する「JNA会員番号」がわからないのですが?

A2 日本看護協会会員証に記載されている8桁の会員番号です。
 日本看護協会会員証に記載されている8桁の会員番号です。番号がわからない場合には、取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。また、日本看護協会もしくはご所属の都道府県看護協会でも確認することができます。

Q3 何ヶ月前から申し込みめますか?

A3 補償開始月の3ヶ月前の加入取扱開始日から上記締切日までのです。
 詳しくは上記のお手続きのご案内のSTEP2(中途加入の場合の掛金表)をご覧ください。
 ※ただし、平成28年11月1日からご加入の場合については、3ヶ月前からでもお申し込みいただけます。

Q4 加入者証は発行されますか?

A4 払込取扱票(郵便振替用紙)の上部に加入者証の台紙をお付けいただけます。
 払い込み後、手元に残った受領証を台紙に貼付していただき、大切に保管ください。受領証が貼付されていれば加入者の証明となります。なお、加入者は本保険制度ホームページより加入の確認、払込・加入証明書が発行できます。

Q5 更新案内はありますか?

A5 はい。ご登録の住所にお送りしています。
 更新のご案内は、8月上旬発行の「看護職賠償責任保険制度 News」に、ご自身の住所・氏名などが印字された専用の払込取扱票(郵便振替用紙)を同封してお届けします。なお、7月以降8月下旬までに加入された方には9月上旬に発送いたします。9月以降にご加入の方には更新案内は発送できませんのでご注意ください。ご不明な点は取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。
 漢字表記については郵便振替の表記水準によるため、一文字でも漢字表記ができない場合は氏名全てがカタカナ表記となっております。あらかじめご了承ください。

必ずお読みください(契約概要・注意喚起情報)

●ご加入時における注意事項(告知義務等)
 ・ご加入の際は払込取扱票の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 ・払込取扱票にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が「公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります」。
 ・ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、払込取扱票の記載事項とすることに

よって引受保険会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 ★被保険者の職業または職務 ★他の保険契約等(※)の加入状況
 (※)「他の保険契約等」とは、看護職賠償責任保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 ＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 ＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入後における留意事項(通知義務等)
 ・払込取扱票に記載の職業を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 ・払込取扱票記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 ・団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者脱離制度)について>
 ●被保険者は、この保険契約(その被保険者にかかわる部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ●保険金の請求状況や被保険者の年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 ●重大事由による解除等
 ●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。